

広島県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年七月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

三和油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町阿下七九九番二地先から 神石郡神石高原町阿下九二九番一地先まで					
	七・八〇〇 七・〇〇〇	八・五〇〇 八・〇〇〇	九・八〇〇 七・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇 二〇〇・〇〇〇	拡幅 不用物件延長 三〇・二〇〇 メートル